

一般社団法人日本健康相談活動学会役員の選出に関する内規

第1条 選挙管理委員は、隣接する2つのブロック（「北海道・東北」と「関東」、「中部」と「近畿」、「中国・四国」と「九州」の組み合わせで北からの輪番）※1）の会員から各2名計、4名を理事会が推薦し、総会で選出する。

第2条 選挙管理委員の任期は、社員総会で承認された日から選挙結果公表の日までとする。

第3条 選挙管理委員は選挙権および被選挙権を有する。

第4条 理事選出の手続きは次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を決める。
- (2) 選挙管理委員長は選挙を実施する年度の社員総会后時に、書面によって別に定める様式によって理事選出について告示する。
- (3) 選挙管理委員長は、総務委員会に「選挙有権者名簿」の作成を要請する。
- (4) 事務局は、選挙実施年度の前年度の会費の納入状況を確認して「選挙有権者名簿」を作成する。
- (5) 選挙管理委員会は、総務委員会に「被選挙権者名簿」の作成を要請する。
- (6) 学会事務局は「選挙有権者名簿」の中から引き続き3年以上会員であった者を確認して「被選挙権者名簿」を作成する。
- (7) 選挙管理委員会は、所属ブロックごとの「選挙有権者名簿」及び「被選挙権者名簿」を確認し、会員への送付を総務委員会に要請するとともに作業日程を伝える。
- (8) 事務局は、会員からの確認に基づく正規の名簿を11月までに作成し、選挙権を有する会員への郵送準備を行う。
- (9) 選挙管理委員会は、12月上旬までにブロックごとの「被選挙権者名簿」と「投票用紙」作成を総務委員会に要請し、事務局は有権者に郵送する。
- (10) 理事の人数は、前年度の会費納入状況の確認時点における各ブロックの会員数の比率に応じて決める。選挙で地域割として10名程度選出する。残りの数名を現職養護教諭・教育行政・養護教諭養成関係から理事長が補充選出する。
- (11) 選挙管理委員会は、「投票用紙」を12月中に回収し、開票・集計を行う。
- (12) 選挙管理委員会は、ブロックごとに、得票数の多い順に理事就任の意向を書面によって確認する。得票が同数の場合は、会員の長い順に確認する。
- (13) 選挙管理委員長は、選挙実施後の社員総会において、新理事の氏名を公表する。
- (14) 理事から辞退の申し出があった場合は、次点を繰り上げ当選とする。任期中にやむを得ない事情で辞退をする場合は、同地区の次点者を充当する。
- (15) 新理事長候補者は、選挙により選出された理事候補者の他に、地域・職域・年齢等を考慮して、社員の中から若干名の理事候補者を推薦することができる。

第5条 役員の承認手続きは次のとおりとする。

- (1) 選挙で選任された理事候補者は、社員総会の1か月前をめどに新理事長候補者を選任する。
- (2) 選挙管理委員長は、選挙により選出された理事候補者について、定期社員総会で承認を得る。
- (3) 新理事長候補者は、理事会（第1回臨時理事会）で前条（15）の推薦理事候補及び監事候補を選任する。
- (4) 新理事長候補者は、社員総会（第1回臨時社員総会）で推薦理事候補者及び監事候補者の承認を得る。

(5) 新理事・推薦理事は、理事会（第2回臨時理事会）で新理事長を互選する。

(6) 監事を含む新役員体制は、ホームページにおいて公表する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

（附則）この内規は、2023年12月3日に制定し、同日より施行する。

（附則）この内規は、2024年3月23日に改定し、同日より施行する。

（附則）この内規は、2024年4月19日に改定し、同日より施行する。

（附則）この内規は、2025年5月25日に改定し、同日より施行する。

※1)

- ・北海道・東北……北海道，青森，岩手，秋田，宮城，山形，福島
- ・関東……茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨
- ・中部……新潟，富山，石川，福井，静岡，長野，愛知，岐阜，三重
- ・近畿……滋賀，京都，大阪，奈良，和歌山，兵庫
- ・中国・四国……岡山，広島，鳥取，島根，山口，徳島，高知，愛媛，香川
- ・九州……福岡，長崎，佐賀，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄